

国民体育大会スポーツクライミング競技開催基準要項

1 総 則

本要項は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）の定める国民体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）及び国民体育大会開催基準要項細則（以下「開催基準要項細則」という。）に基づき公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主管する国民体育大会スポーツクライミング競技会（以下「競技会」という。）の開催及び運営に関する事項を定める。

2 開催の基本方針

- (1) 競技会の運営は、本協会が主管する。
- (2) 競技会は、都道府県対抗として行う。
- (3) 競技場及び競技の諸施設は、地域におけるスポーツクライミングの普及及び振興に役立つよう考慮し、国民体育大会スポーツクライミング競技開催基準要項細則（以下「本要項細則」という。）に定める。
- (4) 競技会は、原則として開催都道府県の同一会場で実施する。

3 ドーピング防止活動

本大会におけるドーピング防止活動（ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「J A D A」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング防止規程」及びJ S P Oが定める「国民体育大会ドーピング防止活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は事前に「医療使用特例」（T U E）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合は、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

4 競技参加者

- (1) 競技参加者は、開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号、同要項細則第3項に定めるところによる。但し、選手と監督を兼ねることはできない。
- (2) 競技に参加する選手、監督は、都道府県を代表し、本要項細則に定める参加資格を有するものとする。

5 競技会の種別・種目

- (1) 競技者の種別は、成年男子、成年女子、少年男子及び少年女子とする。
- (2) 競技者の年齢は、本要項細則に定める年齢基準による。
- (3) 競技会の種目は、リード競技及びボルダー競技とし、その方法は本要項細則に定める。
- (4) 競技会の参加者数及びチーム数は、本要項細則に定める。

6 競技期間

- (1) 競技期間は、3日間以内とする。
- (2) 競技期間は、特別な事情がないかぎり変更することができない。

7 表彰

- (1) 競技会の男女総合成績第1位の都道府県に国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 競技会の男女総合成績及び女子総合成績第8位までの都道府県に表彰状を授与する。
- (3) 各競技種目の第8位までに賞状を授与する。
- (4) 競技会の総合成績を決定する得点は、総合得点とし、その方法は本要項細則に定める。
- (5) 国民体育大会会長トロフィーの授与については、J S P Oが定める国民体育大会会長トロフィー授与規定による。
- (6) 特にスポーツクライミングの普及、向上に努め、その功労が顕著な者に対しては、競技会終了宣言後特別に表彰することができる。

8 競技場の申請

- (1) 開催地都道府県の山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下「県連盟（県協会）」という。）は、スポーツクライミング競技会場並びに各競技場の施設について、それらが所在する市町村長及び開催地県連盟（県協会）会長（以下「申請者」という。）が連署の上、本協会会長あてに競技場申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書の提出は、競技開催年度の5年前の6月1日から6月30日までに行う。
- (3) 申請書は、所定の様式（様式1）による。

9 競技場の内定及び決定

- (1) 本協会は、前項の申請内容を調査審議し、J S P Oと協議して競技場の内定及び決定をする。
- (2) 競技場の内定は、競技開催年度の5年前、決定は3年前のそれぞれ9月末日までとする。
- (3) 競技場が内定又は決定したときは、本協会会長が、所定の様式（様式2-1、2-2）により速やかに申請者宛通知する。
- (4) 競技場が内定又は決定した会場地において、不慮の災害等により実施期日までに開催が困難と認められる場合は、本協会は申請者及びJ S P Oと協議の上、開催の可否を決定する。

10 都道府県大会等

- (1) 都道府県の県連盟（県協会）は、都道府県において競技会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
- (2) 都道府県大会は、都道府県体育（スポーツ）協会が企画し、地方公共団体等の共催若しくは後援のもとで開催し、県連盟（県協会）が主管する。
- (3) 競技会の参加者（選手）は、都道府県大会に参加しなければ競技に出場することができない。
- (4) 競技会の予選会としてブロック大会を開催する場合は、その運営は関係都道府県体育（スポーツ）協会との協議によって開催地岳連が当たる。

(5) ブロック大会の区分は次表のとおりとする。

ブロック	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
関 東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨
北 信 越	新潟 長野 富山 石川 福井
東 海	静岡 愛知 三重 岐阜
近 畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中 国	鳥取 島根 岡山 広島 山口
四 国	香川 徳島 愛媛 高知
九 州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

1 1 総合開会式，総合表彰式並びに種目表彰式

- (1) 総合開会式への参加が予定されているときは，競技参加者全員が参加するものとする。
- (2) 競技終了後に表彰式を行うことができる。表彰式は，全競技終了後に行う総合表彰式及び種目競技後に行う種目表彰式とする。表彰式については，競技参加者全員の参加を要しない。
- (3) 表彰式は，原則として会場地市町村で行う。
- (4) 表彰式の所要時間は，原則として1時間以内とする。
- (5) 総合表彰式はできるだけ簡素なものとし，その内容はおおむね次のとおりとする。ただし，その項目については会場地市町村実行委員会において企画の上，本協会と協議して定める。
 - ① 講評及び成績発表
 - ② 表彰状授与
 - ③ 大会会長トロフィー授与
 - ④ 競技会会長あいさつ
 - ⑤ 会場地代表あいさつ
 - ⑥ 国旗降納
 - ⑦ 大会旗，競技団体旗降納
 - ⑧ 県旗，市町村旗降納
 - ⑨ 競技団体旗引継ぎ
 - ⑩ 競技会終了宣言
- (6) 種目表彰式はおおむね次のとおりとし，会場地市町村実行委員会において企画の上，本協会と協議して定める。
 - ① 成績発表
 - ② 種別ごと種目表彰状授与

1 2 競技会役員，競技役員及び組織

- (1) 競技会役員は，開催基準要項2 3 (2)に定めるところによる。
- (2) 競技役員及び組織については，本要項細則に定める。

1.3 実施要項及び実施要領

- (1) 本協会は、スポーツライミング競技実施要項案を国民体育大会方式により作成し、競技開催年の前年の12月31日までにJSPOに提出する。
- (2) 実施要項及び実施要領の内容は、本要項細則に定める。

1.4 参加申込

- (1) 都道府県大会又はブロック大会において選抜された選手及び当該県連盟（県協会）で選任した監督を県連盟（県協会）会長が都道府県体育（スポーツ）協会会長と連署の上、JSPOが定めた方式に従い定められた期日までに国民体育大会会長あてに申し込むものとする。
- (2) 参加申込期限は、JSPOで定める。
- (3) 選手、監督に変更の必要が生じた場合、競技会監督会議開催前までに所定の様式（様式3）によって届出があった者に限り交替することができる。ただし、交替者は、本要項4(2)（参加資格）に該当する者でなければならず、交替者の参加資格に疑義があるときは、本要項細則2(3)により決定する。

1.5 宿 舎

- (1) 宿舎は、開催基準要項に定めるところによる。

1.6 交 通

- (1) 開催地実行委員会は、競技会の参加に必要な交通上の利便をはかる。
- (2) 選手・監督が直接使用する器具の輸送費は、本人が負担する。

1.7 報 道

- (1) 報道は、開催基準要項に定めるところによる。

付 則

- 1 本要項をブロック大会又は都道府県大会に適用する場合は、本協会を主催団体と読み替える。
- 2 本要項に定めるもののほかは、開催基準要項を適用する。
- 3 本要項の改廃は、常務理事会で行う。
- 4 本要項は、昭和51年5月23日から施行する。
昭和54年5月27日 一部改定
昭和55年5月25日 一部改定
昭和56年5月24日 一部改定
昭和58年5月22日 一部改定
昭和62年9月10日 一部改定
平成2年4月8日 一部改定
平成5年11月7日 一部改定
平成9年3月23日 一部改定
平成13年3月25日 一部改定
平成14年4月1日から施行する。
平成14年3月17日 一部改定

平成15年4月1日から施行する。

平成15年5月25日 一部改定

平成16年5月30日 一部改定

平成19年5月20日 一部改定

7(3)(4), 8(1), 10(3)は, 平成20年4月1日から施行する。

平成25年5月11日 一部改定

平成31年4月11日 一部改定

令和 3年3月11日 一部改定

令和5年3月9日 一部改定

ホルダー表記改正の施行は、J S P O国体委員会承認後とする。

競技場申請書

- 1 競技会名称
第 回国民体育大会スポーツクライミング競技会
- 2 スポーツクライミング競技会日程
- 3 スポーツクライミング競技会会場及び施設の概要（表彰式会場を含む）
- 4 リード競技場及びボルダークライミング競技場
 - (1) 競技場の位置図
 - (2) 競技場の周辺概念図
 - (3) 競技場の概要
 - (4) 競技場の正面及び断面の外観
 - (5) 仮施設整備計画
 - (6) ウォールの整備計画
- 5 その他
 - (1) その他必要な資料

都道府県 市町村長 様
都道府県連盟（県協会）会長 様

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会
会 長

第 回国民体育大会スポーツクライミング競技会競技場の内定について（通知）

貴職より 年 月 日付け、申請のあった本協会国民体育大会スポーツクライミング競技開催基準要項第 8 項に基づくスポーツクライミング競技会競技場について、審査の結果、下記のとおり内定したので通知します。

記

1 審査結果

第 回国民体育大会スポーツクライミング競技会競技場「内 定」

2 内定内容

- (1) スポーツクライミング競技会日程
- (2) スポーツクライミング競技会会場及び施設の概要（表彰式会場を含む）
- (3) リード競技場及びボルダール競技場
 - ① 競技場の位置図
 - ② 競技場の周辺概念図
 - ③ 競技場の概要
 - ④ 競技場の正面及び断面の外観
 - ⑤ 仮施設整備計画
 - ⑥ ウォールの整備計画

3 その他

おって、内定した会場地において、申請した内容若しくは不慮の災害等により実施期日までに開催が困難と認められる場合は、直ちに本協会と協議を図ること。

都道府県 市町村長 様
都道府県連盟（県協会）会長 様

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会
会 長

第 回国民体育大会スポーツクライミング競技会競技場の決定について（通知）

貴職より 年 月 日付け、申請のあった本協会国民体育大会スポーツクライミング競技開催基準要項第8項に基づく山岳競技会競技場について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審査結果

第 回国民体育大会スポーツクライミング競技会競技場「決 定」

2 決定内容

- (1) スポーツクライミング競技会日程
- (2) スポーツクライミング競技会会場及び施設の概要（表彰式会場を含む）
- (3) リード競技場及びボルダール競技場
 - ① 競技場の位置図
 - ② 競技場の周辺概念図
 - ③ 競技場の概要
 - ④ 競技場の正面及び断面の外観
 - ⑤ 仮施設整備計画
 - ⑥ ウォールの整備計画

3 その他

おって、決定した会場地において、申請した内容若しくは不慮の災害等により実施期日までに開催が困難と認められる場合は、直ちに本協会と協議を図ること。

※「交代(変更)届」又は「棄権届」のいずれかを○で囲むこと

第 回国民体育大会 ()

参加選手・監督【 交代(変更)届 ・ 棄権届 】

1 参加申込者

競技名	スポーツライミング	種別		種目	
参加申込者名					

2 交代(変更)・棄権の理由

3 交代(変更)者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生 (歳)	
氏 名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム掲載用所属					
第 回大会参加 都 道 府 県 名			第 回大会参加 都 道 府 県 名	例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無		有の場合 番号等		
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)					

※1 第 回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと)

少年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地
エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回(第 回大会)と第 回大会(不出場の場合は第 回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。[1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年)、5. JOC エリートアカデミー(少年)、6. 東日本大震災に係る特例措置]

年 月 日

ア 当該中央競技団体会長 殿
イ 開催県実行委員会会長 殿
ウ 当該会場地実行委員会会長 殿

体育(スポーツ)協会

会長(代表者)

印

県連盟(県協会)

会長(代表者)

印